令和５年11月１日発行（毎月１回発行）

ながさき トラック広報

2023
11
NO.558

トピックス

- ◎ 整備管理者研修
- ◎ 正しい運転・明るい輸送運動
- ◎ 第２回自動車運送事業者無事故表彰

（公社）長崎県 トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508
URL http://www.nata.or.jp



目次

2023 11

1．整備管理者選任前研修の実施について…… 1
2．整備管理者定期研修の実施について…… 2
3．第63回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について…… 4
4．行政だより
○ 令和５年度第２回自動車運送事業者無事故表彰について…… 8
○ トラックＧメンによるトラック事業者への情報収集について（協力依頼）……15
○ 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和５年度緊急対策の実施について……16
○「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正等について……22
○ モーダルシフト利用促進セミナー2023の開催について（ご案内）……35
○ 長崎県価格転嫁に関する実態把握アンケート調査へのご協力について（依頼）……38
○ 下請取引適正化推進月間の実施について……40
5．全ト協だより
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について……41
○ 軽油価格の調査結果（８月分）……42
6．国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について……43
7．協会だより
○〈佐世保支部〉片山さつき参議院議員との意見交換会について……49
○ 令和５年度助成事業について……50
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について……52
8．部会だより
○ 令和５年度（公社）全日本トラック協会女性部会全国研修会への参加状況について……55
9．適正化だより
○ 運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催予定情報について……56
10．ドライバー体験記～家族を被害者にも加害者にもするな！～……57
11．陸災防だより
○ 労働災害防止にかかる緊急の取組について（要請）……58
○ 技能講習のお知らせ……59
○ 陸運と安全衛生……60
12．交通共済コーナー
○ 交通共済加入のおすすめ……66
13．諫早Ｔ・Ｓのご案内……68

表紙写真：三十路苑（ミソジエン）長崎県雲仙市小浜町南木指

雲仙は紅葉する植物が120種類を越え、国の天然記念物に指定。10月下旬頃から色づき始め、自然が織り成す圧巻の色彩が雲仙を彩ります。三十路苑は六兵衛茶屋の経営者が、8,000坪の自宅裏山にもみじを植えだしたことが始まり。30年余りたった現在は、広大な敷地で鮮やかな紅葉を楽しめます。夜はライトアップされ、幻想的な世界が広がります。

公開期間：2023年11月18日(土)～ 12月上旬

整備管理者選任前研修の実施について

九運長分572号
令和５年９月26日

公益社団法人　長崎県トラック協会会長　殿

九州運輸局　長崎運輸支局長

整備管理者選任前研修の実施について

標記研修を下記計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

記

1　研修日時及び場所

(1)　選任前研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和６年 １月23日(火) 14：00～16：30 受付時間は開始30分前より	長崎市	自動車整備振興会（２階教室） 長崎市中里町1576-２ 095-839-1177
令和６年 ２月１日(木) 14：00～16：30 受付時間は開始１時間前より	五島市	福江文化会館 〒853-0018 五島市池田町１番２号 0959-72-5741

※(長崎市)
申し込み期間　令和６年１月４日(木)～１月19日(金)
(五島市)
申し込み期間　令和６年１月11日(木)～１月26日(金)

2　受講申込方法

電子メール本文に必要事項を記載のうえ、申込期間中に下記アドレスへ送信してください。
qst-ns-kiroku@ki.mlit.go.jp
※後日、受付完了メールを送信します。（上記アドレスが受信できるように設定をお願いします。）
※送信日から１週間経過してもメールの返信がない場合は、お手数ですが **長崎運輸支局 整備部門** へお問い合わせください。
なお、研修当日は本人確認ができる顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。

必要事項（メール本文記載例）

① 会社名及び営業所名：国土交通省 九州営業所
② 受講者名（ふりがな）：長崎　太郎（ながさき　たろう）
※氏名は正確に記載をしてください。(旧字・外字等　例、渡辺→渡邉　高田→髙田　等)
※メール本文に入力できない旧字・外字等の場合は、その旨をご記載ください。
③ 生年月日（和暦）：昭和○○年○月○○日
④ 希望受講日：○月○○日
⑤ 連絡先：095－000－0000
⑥ 業態：事業用（バス・トラック・タクシー）、自家用（レンタカー・マイクロバス・その他）
※いずれかをご記載ください。

3　選任前研修の申し込み問合せ先

長崎運輸支局　整備部門　　Tel 095－839－4749　　Fax 095－839－4804

整備管理者定期研修の実施について

九運長分527号
令和5年9月26日

公益社団法人　長崎県トラック協会会長　殿

九州運輸局　長崎運輸支局長

整備管理者定期研修の実施について

標記研修を下記計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

記

1　研修日時及び場所

(1)　定期研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和6年 2月1日㈭ 14：00～16：30	五島市 定員50名程度	福江文化会館 〒853-0018 五島市池田町1番2号 0959-72-5741
令和6年　水 2月21日㈬ 14：00～16：30	佐世保市 定員240名程度	アルカス佐世保 〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町2-3 0956-42-1111
令和6年 1月12日㈮ 1月31日㈬ 14：00～16：30	諫早市 定員250名程度	諫早文化会館　中ホール 諫早市宇都町9-2 0957-25-1500

※受付（各会場共通）12：30～

注意事項

・**事前に申込みが必要ですので、必ず期間内にお申込み下さい。申込みの無い方の受講はお断りいたします。**（当日、申込者を変更して受講することもできません。）
また、送付された申込書に対する受理の連絡は致しません。

・**各日、定員数に達した時点で申込みの受付を終了します。**
状況に応じて空き日への変更をお願いする場合があります。

2　定期研修の申し込み問合せ先

長崎県トラック協会　業務課

Tel 095－838－2281　Fax 095－839－8508

【定期】

令和５年度整備管理者定期研修申込書

会社名	
申込責任者	
連絡先	住所
	電話　（　　）　　－
	ＦＡＸ（　　）　　－

受講希望日	(ふりがな) 受講者氏名	現在の職名 (○印をする)	手帳 (○印をする)
月　日	（　　）	１整備管理者 ２補助者 ３その他	有 無
月　日	（　　）	１整備管理者 ２補助者 ３その他	有 無
月　日	（　　）	１整備管理者 ２補助者 ３その他	有 無
月　日	（　　）	１整備管理者 ２補助者 ３その他	有 無
月　日	（　　）	１整備管理者 ２補助者 ３その他	有 無

※　ご提出いただいた個人情報については、整備管理者定期研修にかかる業務以外に使用致しません。

≪送付先≫長崎県トラック協会　　ＦＡＸ：０９５－８３９－８５０８

「令和５年１２月２２日（金）必着」

第63回
「正しい運転・明るい輸送運動」の実施
令和５年11月16日㈭～令和６年１月10日㈬

◎　交通・労働災害事故の防止
◎　環境保全
◎　輸送秩序の確立

全ト協においては、本年も国土交通省・警察庁の後援を得て、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立を主軸とし、「正しい運転・明るい輸送運動」を展開することとなりました。

長崎県トラック協会においても、これに呼応して次の実施計画により、本運動を実施することとしています。

会員事業所におかれては、本運動の主旨を十分にご理解いただき、それぞれの職場の実態に即し、効果的に推進していただきますようお願いいたします。

実　施　計　画

１．目　　的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

２．運動期間

令和５年11月16日㈭から令和６年１月10日㈬まで

３．主　　催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

４．後　　援

国土交通省、警察庁

５．実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

(1)　飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和４年３月に改訂した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を踏まえ、同年６月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の測定方法、及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化を図る。

(2)　追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路での死傷事故の約６割を占める「追突事故」、及び死亡・重傷事故の約４割を占める「交差点事故」を防止するために、全ト協制作の資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』※を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL
資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』
https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html

(3)　過労運転防止の徹底

運行管理者等は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4)　確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

(5)　携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

経営者は、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6)　健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7)　荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にするように書面契約を締結するよう努めるとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、令和５年10月より、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量２トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されることなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会
「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf
「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/kaisei_question_answer.pdf

(8)　高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後１時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9)　車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

(10)　降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期にスタッドレスタイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、タイヤチェーンを装着するなど適切な措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50％以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

(11)　正しい積付け・固縛方法の徹底

管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

⑿　エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO_2及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

⒀　運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

⒁　安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

⒂　輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6．実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1)　全ト協

①　広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。

②　各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2)　各都道府県トラック協会

①　関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、令和３年９月の交通対策委員会の決議を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

②　協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。

③　事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実かつ効果的に実行できるよう努める。

④　荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。

⑤　適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。

⑥　本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

(3)　事業所

①　自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。

②　安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL　https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html

③　従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。

④　安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以　上

第63回「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実施事項	実施状況
1．講習会、研修会の開催 日時、場所、人員、講師、 内容等	
2．社内広報の状況 ポスター、チラシ、懸垂幕、 安全旗、立看板の掲出	
3．その他の安全活動 巡回指導、朝礼の一口指導	
4．上記以外の実施状況	

※　1　印刷物、写真等の資料があれば添付して下さい。
　　2　この報告は、令和６年１月19日㈮までに提出して下さい。
　　3　本運動に功績のあった事業所及び従業員に対しては全ト協より表彰があります。
　　（令和６年度の県ト協定時総会内で表彰する予定です）
　　4　お預りした情報（個人情報）については当該表彰に関すること以外には使用いたしません。

行政だより

令和５年度　第２回自動車運送事業者無事故表彰について

九運公第67号

公　　示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年３月24日付け、九運達第２号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和５年度第２回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

１．被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者（１人１車制を除く。）

２．表彰規程第４条第１項の表彰

(1)　表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

（注）自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令　第104号）第２条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

（注）今回、特別表彰（表彰規程第４条第２項の表彰）は実施しない。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
７両以下	５年
８両～10両	４年
11両～20両	３年
21両～40両	２年
41両～80両	１年６月
81両以上	１年

（注）７両以下に１人１車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあっては各該当期間の３倍とする。

(2)　表彰時期

令和６年２月に予定

（注）一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3)　表彰手続き

①　(1)の基準に適合後６か月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書」を添えて所轄運輸支局長に２部（原本及び写しの各１部）提出する。

②　自動車無事故報告書等の提出期限

令和５年11月末日まで

３．問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合せ下さい。

令和５年10月２日

九州運輸局長　吉永　隆博

様式１（Ａ４判）

自動車無事故報告書

年　月　日

九州運輸局長　殿

報告者の
氏名又は名称　　印
住　　所

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年　月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年　月　日から　　年　月　日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車　　両、小型車　　両、計　　両	
前回受けた表彰の期日（所定期間）	
年　月　日（　年　月　日～　年　月　日）	

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式２（Ａ４判）

最近における運輸業務等の実績

事業者名 ……

１．表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無　責　　件（別表のとおり）

(2) 軽微事故（人身事故又は４０万円以上のもの）

有　責　　件（別表のとおり）

無　責　　件

(3) 酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無（上記以外の事故も含む）

有　・　無

２．運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

３．運行管理規程の制定状況

(1)　制定年月日　　年　　月　　日

(2)　最終改正年月日　　年　　月　　日

４．最近実施した事故防止対策（事故防止運動、会議、指導教育等）

別　表

重大事故（無責）

事故種別	発生日時 天　候	発生場所	道路状況	事　故　概　要	原　　因	損　　害

軽微事故（有責）

事故種別	発生日時 天　候	発生場所	道路状況	事　故　概　要	原　　因	損　　害

様式１（Ａ４判）

自動車無事故報告書

記載要領

令和　　年　　月　　日

九州運輸局長殿

報告者の
氏名又は名称　　印

住所

事業の種類を記入。
・一般乗合旅客運送事業
・一般貸切旅客運送事業
・一般乗用旅客運送事業
・貨物自動車運送事業
※貨物軽自動車運送事業は除く。

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年　　月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年　月　日から　　年　月　日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車　　両、　小型車　　両、　計　　両	
前回受けた表彰の	
年　月　日（　　年	

●車両数は、表彰所定期間の始期当時（その日現在）とする。例：始期が平成27年4月1日であれば、平成27年4月1日現在の車両数となります。
●車種区分は、様式には普通車、小型車しか記載されていませんが、報告者の運送事業によるものとなります。
例：貸切　大型○両、中型○両、小型○両　計○両

注　氏名を記載し、押印することに

様式２（Ａ４判）

最近における運輸業務等の実績

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．表彰所定期間中における自動車事故発生状況

（1）自動車事故報告規則に該当する事故

無　責　　件（別表のとおり）

「別表」を忘れずに添付してください。

（2）軽微事故（人身事故又は４０万円以上のもの）

有　責　　件（別表のとおり）

無　責　　件

（3）酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無（上記以外の事故も含む）

有　・　無

２．運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・
		無		
		無		

【運行管理者】の受講については、下記についても確認する。
●過去に当該事業者で選任されていた場合は、「新たに選任した運行管理者」に該当しない。(運輸規則48条の4)
●新たに選任した運行管理者は選任届出日の属する年度に基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)
●最後に基礎又は一般講習を受講させた年度の翌々年度以後２年ごとに基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)

【整備管理者】の受講については、下記についても確認する。
●平成 27 年 3 月 20 日付事務連絡「整備管理者定期研修（選任後研修）について」により、選任の前年度に定期研修を受講している場合は研修対象者から除くことができる。

３．運行管理規程の制定状況

（1）　制定年月日　　年　　月　　日

（2）　最終改正年月日　　年　　月　　日

運行管理規程の制定日、改正日をよく確認のうえ記入してください。

４．最近実施した事故防止対策（事故防止運動、会議、指導教育等）

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。

該当事業者は、**県ト協（担当本村）**までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1．必要書類

書類名		部数
①	自動車無事故報告書（様式１）	正本２部
②	最近における運輸業務等の実績（様式２）	正本２部
③	運行管理者選任届	写し２部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式２の４「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

※　①には捨印を押印してください。

※　②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものが必要です。

※　修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

※　お預りした情報（個人情報）については、当該表彰に関すること以外には使用いたしません。

2．提出期限

令和５年11月15日㈬までに郵送または持込

事　務　連　絡
令和５年１０月１９日

公益社団法人　長崎県トラック協会会長　殿

長崎運輸支局長

トラックＧメンによるトラック事業者への情報収集について（協力依頼）

今般、トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制（９６０時間）の適用（令和６年４月～）が迫る中、恒常的な長時間の荷待ちなど違反原因行為の疑いがある荷主への「働きかけ」をはじめとする「荷主対策の深度化」制度が令和６年４月以降も継続運用することとなっています。

また、本年６月２日に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、商慣行の見直しに係る施策の一つとして、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請運送事業者の監視を強化する目的から、「トラックＧメン」を全国の運輸局、運輸支局等に配し、当該Ｇメンによる調査結果を前述の「働きかけ」等に活用し、制度の実効性を確保することが明記されたところです。

ついては、令和５年７月２５日付けトラック事業適正化対策室長事務連絡「地方貨物自動車適正化事業実施機関による情報収集の徹底について（協力依頼）」により、地方運輸局等から貴協会に相談があった際には事業者の紹介等のご協力をお願いしているところではありますが、下記のとおり、当運輸支局のＧメン活動に関してもご協力の程よろしくお願いいたします。

記

１．貴協会からの情報提供について

当運輸支局のトラックＧメンより、違反原因行為をしている荷主情報や情報収集を行うトラック事業者の選定にあたり相談があった際には、事業者の紹介などアドバイスをいただくとともに、荷主の違反原因行為についてトラック事業者より相談があった際にも情報の提供をお願いいたします。

２．貴協会傘下事業者への周知について

トラックＧメンは、違反原因行為をしている荷主情報を積極的に収集（訪問調査・電話聴取）することとしていますが、荷主情報の収集に際しては、トラック事業者の皆様の協力が欠かせないことから、Ｇメン活動へのご理解とご協力について、貴傘下事業者へ幅広くご周知いただきますようお願いいたします。

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和５年度緊急対策の実施について

標記の件について、国土交通省自動車局より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和５年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

１．事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

２．整備管理者・補助者の方へ

・作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。

・自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。

・著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

・車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。

・積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。

・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

・自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。

・タイヤ脱着作業完了後、別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。

・別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。

・点検実施者に別紙２の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。

・増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング(注1)を施す、又は、インジケーターを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検(注2)を確実に確認してください。

注１　ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

・マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

・マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。

・マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。

・マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。

・マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２　ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

別紙1（様式例）

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

作業実施者名

整備管理者確認欄 □

実施日　令和　　年　　月　　日

実施箇所		確認・作業内容	結果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ ☆ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ ☆ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ △ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N·m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙2（様式例）

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者（運転者）名

運行管理者（補助者）確認欄

整備管理者（補助者）確認欄

実施日　令和　　年　月　日

点検箇所		点検項目	点検結果（○・×）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	○ ブレーキ・バルブ	排気音	
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリ	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク	
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
前日・前回の運行において異状が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注．ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防ごう 大型車の 車輪脱落事故



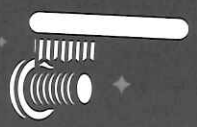
お・と・さ・な・い

おとさぬための点検整備
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで適正締付
適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法をご案内しています。

さびたナットは清掃・交換
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



ナット・ワッシャー隙間に給脂
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。



いちにち一度は緩みの点検
運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触って点検します。

「お・と・さ・な・い」を徹底しよう!



Mr. 整備くん

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

日土交流会　自動車の整備技術振興協会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会　日本自動車工業会(いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス)
全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工団体同組合連合会　日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械部品工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車神経衛協同組合連合会

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる

車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について　ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

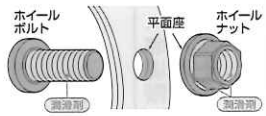
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275㎜) 22.5インチ: 10本(PCD335㎜)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新・ISO方式) 右輪:右ねじ　左輪:左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33㎜(従来ISO方式の一部は32㎜)	後輪ダブルタイヤの締付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。　http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

令和5年10月1日より

更なる車輪脱落事故防止対策として、

自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を強化！



車両総重量8t以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの**車輪脱落事故**を起こすと、
行政処分等により**車両の使用停止**になります！
さらに3年以内に再発すると**整備管理者は解任**されます！

行政処分等の基準

ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの(注)

車両の使用停止期間	
初違反	20日車
再違反	40日車

(注)・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。
・車両総重量8トン以上の自動車に限る。

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会
https://www.jta.or.jp

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

解任命令の流れ

大型車の車輪脱落事故（事故）
→ 行政処分等の基準※1による20日車停止（初違反）（処分）
→ 3年以内に再び大型車の車輪脱落事故（事故）
→ 行政処分等の基準※1による40日車停止（再違反）（処分）
→ 整備管理者の解任命令

※1 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故を発生した場合。
ただし、初違反であっても、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合など、従前の規定に違反していた場合には解任命令の対象になり得る場合があります。

解任命令を受けたときの影響

❶解任された者は、整備管理者の選任資格要件が2年間なくなります。
❷整備管理者を選任していない違反営業所等は、30日間の事業停止処分を受けます※2。

※2 当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行うと許可の取り消し処分を受けます。

事故防止に向けた整備管理規程の見直し

国土交通省の自動車総合安全情報「点検・整備の推進」のサイトに整備管理規程の例（事業用）が掲載されています。見直しのご参考にしてください。

事業者が取り組む安全対策 ～点検・整備の推進～
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正等について

標記の件について、国土交通省自動車局より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国自安第73号の２
国自貨第72号の２
国自整第118号の２
令和５年９月29日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　　殿

国土交通省自動車局長
（公　印　省　略）

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自安第74号の２
国自貨第73号の２
国自整第119号の２
令和５年９月29日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　　殿

国土交通省自動車局安全政策課長
貨　物　課　長
整　備　課　長
（公印省略）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別　添

国自安第７３号
国自貨第７７号
国自整第６７号
平成２１年９月２９日
一部改正　平成２１年１１月２０日
一部改正　平成２２年１２月１５日
一部改正　平成２４年　４月　６日
一部改正　平成２５年　９月１７日
一部改正　平成２９年　１月１３日
一部改正　平成３０年　３月３０日
一部改正　令和元年１０月３１日
一部改正　令和２年１１月１８日
一部改正　令和３年　５月２８日
一部改正　令和５年　９月２９日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車交通局長

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第３３条（法第３５条第６項及び第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１６年６月３０日付け国自総第１１９号、国自貨第２８号、国自整第３６号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。

１　通則

（１）一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

（２）行政処分等を行うべき違反行為は、この通達に定めるほか、別に定める。

（３）違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（（４）及び（７）に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

①　当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

②　違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ　当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ　廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ　廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

（４）違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

①　事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

②　事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③　当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

（５）行政処分等について加重又は軽減する場合その他必要と認められる場合は、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。

（６）行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から原則３月以内に報告を行うよう措置するものとする。

（７）法第１６条若しくは第２４条の３又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「安全規則」という。）第１０条第５項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、（４）①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

（８）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
（９）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。３（６）及び６（２）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
①違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、（３）②の例にならって取り扱うものとする。
②違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

２　処分日車数制度
（１）事業者に対する行政処分等は、この通達によるほか、別に定める基準により、違反行為ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
（２）行政処分を行うべき違反営業所又は１（３）から（９）までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）には、（１）の基準日車等を合計した日車数（以下「処分日車数」という。）を付すものとする。
（３）最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為については、（２）の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。

３　違反点数制度
（１）２（２）及び（３）による処分日車数１０日車までごとに１点とする違反点数を付すものとする。
（２）５（１）による事業停止処分を行う事業者には、（１）のほか、５（１）各号に掲げる違反行為ごとに３０点の違反点数を付すものとする。ただし、５（１）⑤に該当したことに伴って５（１）②に該当する場合の違反点数は、合わせて３０点とする。
（３）（１）及び（２）により付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、当該営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
（４）（３）による違反点数の累計期間は３年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から３年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から２年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
①　当該行政処分を行った日以前の２年間において行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。
②　当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から２年間、行政処分を受けていないこと。
③　当該行政処分を行った日から２年間、自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条第３号に規定する事故（事業者の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）が第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こしていないこと。
④　当該行政処分を行った日から２年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。
（５）行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（４）ただし書の規定は、適用しない。
（６）事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、（４）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
（７）事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（４）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、（４）ただし書の規定は、適用しない。

４　自動車等の使用停止処分
（１）自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき６月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
（２）自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の５割を超えないものとする。
なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して１両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。
ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の５割を限度とすることとする。
（例）けん引車１０両、被けん引車６両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）
停止車両数が１両 → けん引車１両 ＋ 被けん引車１両
〃　２両 → けん引車２両 ＋ 被けん引車２両
〃　３両 → けん引車３両 ＋ 被けん引車３両
〃　４両 → けん引車４両 ＋ 被けん引車３両

〃　　5両 → けん引車5両　＋　被けん引車3両

処分日車数「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11両～20両	21両～30両	31両～
～ 10日車	1両	1両	1両	1両
11 ～ 30日車	1両	2両	2両	2両
31 ～ 60日車	1両	2両	3両	3両
61 ～ 80日車	2両	3両	4両	5両
81日車～	Y＋（X－80）／10（注1）			

（注1）端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあっては、「8」とする。

（注2）この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、（3）により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

（3）自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を（2）による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日数の使用停止をさらに行うものとする。

（4）自動車等の使用停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車（被けん引車を除く。）の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

5　事業停止処分

（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

① 法第17条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）が、著しく遵守されていない場合

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤ 法第18条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

⑦ 法第27条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合

⑧ 法第60条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

（2）（1）のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（5（1）各号、（2）①及び②の処分対象営業所を除く。）

（注1）①及び②の事業停止処分については、法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

（注2）同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

（3）（2）の表①から③までの処分対象営業所の事業停止期間は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	１７９日車以下	１８０日車～２６９日車	２７０日車～３５９日車	３６０日車～４９９日車	５００日車以上
①の営業所	－		３日	７日	１４日
②の営業所	－	３日	７日	１４日	－
③の営業所	３日				

（４）処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。

（５）事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、４（４）ただし書の規定を準用する。

（６）５（２）の事業停止処分を行う場合、処分日車数から、５（３）の事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数（４（２）なお書部分を準用する。）を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を４（２）から（４）までの規定に基づいて行うものとする。

（７）（１）から（６）までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を４（２）から（４）までの規定に基づいて行うものとする。

（８）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、２の処分日車数による行政処分等のほか、１４日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者又は当該違反営業所に選任された運行管理者（以下「事業者等」という。）が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（９）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、２の処分日車数による行政処分等のほか、７日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（８）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、２の処分日車数による行政処分等のほか、７日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第２条第３号に規定する事故又は２０人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（９）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、２の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が３０km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、４０km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（８）又は(10) に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、２の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(13) （８）から（12）までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

①道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２２条の２第２項（同法第６６条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

②道路交通法第７５条第３項（同法第７５条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

③道路交通法第１０８条の３４の規定に基づく通知

6　許可の取消処分

（１）許可の取消処分は、原則として、次の①から⑪までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 事業停止処分を過去２年間に３回受けていた事業者が、５（２）の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が８１点以上となった場合

③ 法第３３条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第３４条第１項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合

④ ５（１）による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に同一の違反（この場合において、５（１）⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（５（１）①から⑤までに掲げる違反

については、同一営業所における違反の場合に限る。）

⑤　次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ア　法第８条第２項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

イ　法第１６条第３項に規定する安全管理規程の変更命令

ウ　法第１６条第７項に規定する安全統括管理者の解任命令

エ　法第２３条に規定する輸送の安全確保の命令（⑩及び⑪に該当する場合を除く。）

オ　法第２５条第４項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

カ　法第２６条に規定する事業改善の命令

キ　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８４条第１項に規定する運送に関する命令

⑥　道路運送法第８３条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて４に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に同一の違反をした場合

⑦　法第５９条第１項の規定による事業の許可に付した条件（運輸開始の期限に限る。）に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

⑧　所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

⑨　法第５条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑩　「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成１６年６月３０日付け国自総第１２０号、国自貨第２９号。以下「確保命令通達」という。）１．（７）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（特定の違反項目に限る。）に従わなかった場合。

⑪　確保命令通達１．（８）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。

（２）次のいずれかに該当する場合の（１）①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

①　事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

②　事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

７　行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法第２３条若しくは第２６条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

８　貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

（１）１の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。

（２）２の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。

（３）４（１）（ただし書を除く。）及び（４）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。

（４）貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、（３）により処すべき処分期間が６月を超えることとなった場合又は６（１）③、④（５（１）⑧に該当するものに限る。）若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、６月の間行うものとする。

（５）５（４）及び（５）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。

（６）（１）から（３）まで及び（５）の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
１（１）	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分	及び事業停止処分
１（３）①	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
１（５）	地方運輸局	運輸支局
４（４）	自動車検査証	自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）
	自動車登録番号標	車両番号標
５（５）	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置
	４(４)ただし書	８(６)の規定により読み替えて適用する４(４)ただし書

附　則

１　この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

２　５(７)、(９)及び(12)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（平成２１年１１月２０日　国自安第１０８号、国自貨第１１１号、国自整第８６号）

この通達は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１５日　国自安第１０３号、国自貨第１０６号、国自整第９８号）

この通達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年９月１７日　国自安第１４４号、国自貨第５６号、国自整第１６７号）

１　この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。

２　この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

３　５（１）の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７５号、国自貨第７９号、国自整第６９号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附　則（平成２９年１月１３日　国自安第１９７号、国自貨第１１８号、国自整第２９３号）

この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日　国自安第２６０号、国自貨第１８０号、国自整第３５７号）

１　この通達は、平成３０年７月１日から施行する。

２　平成３０年６月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和元年１０月３１日　国自安第１１０号、国自貨第７３号、国自整第１６０号）

１　この通達は、令和元年１１月１日から施行する。

２　令和元年１０月３１日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和２年１１月１８日　国自安第１２７号、国自貨第６２号、国自整第２１３号）

１　この通達は、令和２年１１月２７日から施行する。

２　令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和３年５月２８日　国自安第１６号、国自貨第１８号、国自整第４７号）

この通達は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和５年９月２９日　国自安第７３号、国自貨第７２号、国自整第１１８号）

１．この通達は、令和５年１０月１日から施行する。

２．令和５年９月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和５年４月１日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

別　添

国自安第７５号
国自貨第７９号
国自整第６９号
平成２１年　９月２９日
一部改正　平成２１年１１月３０日
一部改正　平成２２年１２月１５日
一部改正　平成２３年　３月３１日
一部改正　平成２４年　３月２８日
一部改正　平成２５年　９月１７日
一部改正　平成２６年　３月　４日
一部改正　平成２６年１２月２５日
一部改正　平成２９年　１月１３日
一部改正　平成３０年　３月３０日
一部改正　令和元年１０月３１日
一部改正　令和２年１１月１８日
一部改正　令和３年　５月２８日
一部改正　令和５年　９月２９日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成１６年６月３０日付け国自総第１２２号、国自貨第３１号、国自整第３９号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。

記

１（１）この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①　「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

②　「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を１度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去３年以内に同一営業所において過積載違反を１度行っている場合の当該過積載違反をいう。

③　「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を２度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去３年以内に同一営業所において過積載違反を２度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

（２）次に掲げる違反について、（１）の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

①　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第８条第２項、第１６条第３項若しくは第７項、第２３条、第２５条第４項若しくは第２６条又は道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「運送法」という。）第８４条第１項の規定による命令違反

②　法第２７条第１項又は第２項の違反

③　法第６０条第４項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

（３）次のいずれかに該当する場合の（１）①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

①　営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

②　営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、

当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③　事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④　事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達１(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2　局長通達１（２）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3　行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4　別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の２倍の日車数として扱う。

5　違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第１７条第１項から第４項まで、第１８条第１項又は第２２条第２項若しくは第３項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達５（８）から（12）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。

①　違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為

②　違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

③　違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

6　５により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその２倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については１０日車に加重するものとする。ただし、局長通達１（５）の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7　輸送の安全確保義務違反（初違反であり、基準日車等が１０日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、３及び４の規定による日車数等を軽減することができる。

8　７により日車数の軽減を行う場合は、１０日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9　複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10　貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、１から９までの規定を準用する。

附　則

1　この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

2　この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成１６年通達に従って行政処分等を行うものとする。

3　平成２１年１２月３１日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附　則（平成２１年１１月２０日　国自安第１０９号、国自貨第１１２号、国自整第８７号）

この通達は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１５日　国自安第１０５号、国自貨第１０８号、国自整第１００号）

この通達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日　国自安第１７７号、国自貨第１４９号、国自整第１６１号）

この通達記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第１７条第３項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第４項の規定は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２８日　国自安第８１号、国自貨第８０－２号、国自整第１５１号）

この通達は、平成２４年４月１６日から施行する。

附　則（平成２５年９月１７日　国自安第１４６号、国自貨第５８号、国自整第１６９号）

１　この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。

２　局長通達附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月４日　国自安第２８１号、国自貨第１３１号、国自整第３４８号）

この通達は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日　国自安第２０４号、国自貨第６２号、国自整第２９２号）

１　この通達は、平成２７年１月１日から施行する。

２　この通達記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第５条の２の規定は、平成２７年３月１日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附　則（平成２９年１月１３日　国自安第１９８号、国自貨第１１７号、国自整第２９４号）

この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日　国自安第２６１号、国自貨第１８１号、国自整第３５８号）

１　この通達は、平成３０年７月１日から施行する。

２　平成３０年６月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和元年１０月３１日　国自安第１１２号、国自貨第７５号、国自整第１６２号）

１　この通達は、令和元年１１月１日から施行する。

２　令和元年１０月３１日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和２年１１月１８日　国自安第１２８号、国自貨第６３号、国自整第２１４号）

１　この通達は、令和２年１１月２７日から施行する。

２　令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和３年５月２８日　国自安第１７号、国自貨第１７号、国自整第４８号）

１　この通達は、令和３年６月１日から施行する。

２　令和３年５月３１日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和５年９月２９日　国自安第７４号、国自貨第７３号、国自整第１１９号）

１　この通達は、令和５年１０月１日から施行する。

２　令和５年９月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和５年４月１日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について　別表」新旧対照表

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第９条第１項 貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第２条第１項第２号	事業計画変更認可違反 営業所の位置（運輸局長が指定する区域外に限る。）の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	 20日車 10日車	 40日車 20日車	
第３号、**第４号**	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第５号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	 20日車 20日車 10日車	 40日車 40日車 20日車	
第６号	乗務員**等**の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	 10日車 10日車 警告	 20日車 20日車 10日車	
第７号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第８号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
法第９条第３項前段 施行規則第６条第１項第１号、**第２号**	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	 警告	 10日車	
第３号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第17条第１項第１号 安全規則第３条第１項、第２項	過労運転の防止措置義務違反 1　必要な員数の運転者の確保違反 **2　必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反**	 警告 **警告**	 10日車 **10日車**	
第４項	1「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2　乗務時間等告示の遵守違反（注１） ① 各事項の未遵守計５件以下 ② 各事項の未遵守計６件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上（注２）	 警告 10日車 警告 10日車 20日車	 10日車 20日車 10日車 20日車 40日車	
	（注１） １箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し**基準日車等**を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり**基準日車**を算出し、上記の**基準日車等**に合算する。 ① 各事項の未遵守計１件　10日車　20日車 ② 各事項の未遵守計２件以上　20日車　40日車 （注２） 局長通達５（１）①に該当するものを除く。			
	3　乗務時間等告示なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）	10日車	20日車	
第５項	酒酔い・酒気帯び**運行の業務**	100日車	200日車	
第６項	1　疾病、疲労等のおそれのある**運行の業務**（注１） ① 未受診者１名 ② 未受診者２名 ③ 未受診者３名以上 2　未受診者による健康起因事故が発生したもの（注２）（注３） 3　疾病・疲労等**運行の業務** 4　薬物等使用**運行の業務**	 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	
	（注１） 疾病のおそれのある**運行の業務**とは、過去１年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で**運行の業務に従事**させることをいう。 （注２） 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。 （注３） 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去１年以内に法定の健康診断を受診させずに**運行の業務に従事**させていた場合、**又は**、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに**運行の業務に従事**させ			

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第９条第１項 貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第２条第１項第２号	事業計画変更認可違反 営業所の位置（運輸局長が指定する区域外に限る。）の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	 20日車 10日車	 40日車 20日車	
第３号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第４号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	 20日車 20日車 10日車	 40日車 40日車 20日車	
第５号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	 10日車 10日車 警告	 20日車 20日車 10日車	
第６号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第７号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
法第９条第３項前段 施行規則第６条第１項第１号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	 警告	 10日車	
第２号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第17条第１項第１号 安全規則第３条第１項、第２項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 **（新設）**	 警告	 10日車	
第４項	1「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2　乗務時間等告示の遵守違反（注１） ① 各事項の未遵守計５件以下 ② 各事項の未遵守計６件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上（注２）	 警告 10日車 警告 10日車 20日車	 10日車 20日車 10日車 20日車 40日車	
	注１） １箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し**処分日車数**を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり**処分日車数**を算出し、上記の**処分日車数**に合算する。 ① 各事項の未遵守計１件　10日車　20日車 ② 各事項の未遵守計２件以上　20日車　40日車 注２） 局長通達５（１）①に該当するものを除く。			
	3　乗務時間等告示なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）	10日車	20日車	
第５項	酒酔い・酒気帯び**乗務**	100日車	200日車	
第６項	1　疾病、疲労等のおそれのある**乗務**（注１） ① 未受診者１名 ② 未受診者２名 ③ 未受診者３名以上 2　未受診者による健康起因事故が発生したもの（注２）（注３） 3　疾病・疲労等**乗務** 4　薬物等使用**乗務**	 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	
	（注１） 疾病のおそれのある**乗務**とは、過去１年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で**乗務**させることをいう。 （注２） 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。 （注３） 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去１年以内に法定の健康診断を受診させずに**乗務**させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに**乗務**させていた場合のいずれかに該当した			

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	ていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第8項	100ｋｍ超運行系統の**運行の業務**基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	 勧告 警告 10日車	 警告 10日車 20日車	
	運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	 警告 10日車	 10日車 20日車	
安全規則第3条の2第1項	**特定自動運行保安員の乗務等義務違反**	**警告**	**10日車**	
第2項	**特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反**	**10日車**	**20日車**	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の**3** （道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40～43条、第47条）	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの**及び4**を除く。） 2 不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限（NR）装置の機能不良を故意に放置したものを含める。） 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 **4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの（注）**	 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 **20日車**	 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 **40日車**	
	（注） **・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。** **・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。**			
（車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	 警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
第3条の**4**	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の**5**	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
第8条	**業務**の記録違反 1 記録（30**業務**に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	 警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	 10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録（運行記録計による記録が必要な30**業務**に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	 警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	 10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	
第9条の5第1項	**運転者等**台帳			

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。			
第8項	100ｋｍ超運行系統の**乗務**基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	 勧告 警告 10日車	 警告 10日車 20日車	
	乗務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	 警告 10日車	 10日車 20日車	
（新設）				
（新設）				
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の**2** （道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40～43条、第47条）	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。） 2 不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限（NR）装置の機能不良を故意に放置したものを含める。） 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
（新設）				
（車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に**付き**1枚の記録簿） ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	 警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
第3条の**3**	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の**4**	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
第8条	**乗務等**の記録違反 1 記録（30**乗務**に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	 警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	 10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録（運行記録計による記録が必要な30**乗務**に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	 警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	 10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	
第9条の5第1項	**運転者**台帳			

新

別表

違反行為		基準日車等		備考
適用条項	事項	初違反	再違反	
	1　作成			
	①　５名以下作成なし（全て作成なしを除く。）	警告	10日車	
	②　６名以上作成なし（全て作成なしを除く。）	10日車	20日車	
	③　全て作成なし	20日車	40日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
第２項、**第３項**	**運転者等**台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第１項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1　記録			
	①　一部記録なし又は記録の一部保存なし	警告	10日車	
	②　全て記録なし又は記録の全て保存なし	40日車	80日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
	3　記録の改ざん・不実**記載**	60日車	120日車	
第10条第２項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反			
	1　特別な指導の実施状況（注）			
	①　一部不適切**（指導監督告示の実施状況が２分の１以上である場合）**	警告	10日車	
	②　大部分不適切**（指導監督告示の実施状況が２分の１未満である場合）**	10日車	20日車	
	2　運転適性診断の受診状況			
	①　受診なし１名	警告	10日車	
	②　受診なし２名以上	10日車	20日車	
	（注） ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が２分の１以上である場合をいい、②の大部分不適切は、２分の１未満である場合をいう。			
第10条第３項	**特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反**	**警告**	**10日車**	
	特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1　記録			
	①一部記録なし又は記録の一部保存なし	**警告**	**10日車**	
	②全て記録なし又は記録の全部保存なし	**40日車**	**80日車**	
	2　記載事項等の不備	**警告**	**10日車**	
	3　記録の改ざん・不実記載	**60日車**	**120日車**	
第10条第４項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第５項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第５項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号。）による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	

旧

別表

違反行為		基準日車等		備考
適用条項	事項	初違反	再違反	
	1　作成			
	①　５名以下作成なし（全て作成なしを除く。）	警告	10日車	
	②　６名以上作成なし（全て作成なしを除く。）	10日車	20日車	
	③　全て作成なし	20日車	40日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
第２項	**運転者**台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第１項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1　記録			
	①　一部記録なし又は記録の一部保存なし	警告	10日車	
	②　全て記録なし又は記録の全て保存なし	40日車	80日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
	3　記録の改ざん・不実**記録**	60日車	120日車	
第10条第２項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反			
	1　特別な指導の実施状況（注）			
	①　一部不適切	警告	10日車	
	②　大部分不適切	10日車	20日車	
	2　運転適性診断の受診状況			
	①　受診なし１名	警告	10日車	
	②　受診なし２名以上	10日車	20日車	
	（注） ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が２分の１以上である場合をいい、②の大部分不適切は、２分の１未満である場合をいう。			
（新設）				
（新設）				
第10条第３項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第４項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第４項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号。）による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	

令和５年10月13日

九州トラック協会会長　殿

九州運輸局　自動車交通部長
海事振興部長
交通政策部長（公印省略）

モーダルシフト利用促進セミナー2023の開催について（ご案内）

平素より九州運輸局の運輸・観光行政に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月に開催しました「海上モーダルシフト利用促進セミナー」では、多くのトラック事業者等のご参加をいただき、好評をいただいたところです。令和６年４月１日から始まる自動車運転業務の時間外労働の上限規制いわゆる2024問題を直前に控え、モーダルシフトの活用はより一層重要性を増しています。トラック事業における労働環境改善、内航海運の安定的輸送の確保、さらに鉄道モードを組み合わせた物流全体の生産性向上を図る観点からも重要となっております。

法施行を直前に控え、九州運輸局では関係団体と協力いたしまして、昨年に引き続き「モーダルシフト利用促進セミナー2023」を開催することといたしました。今回はモーダルシフトの担い手としての海運事業者では昨年の11船社に加え初参加３社を含む（延べ）14船社、さらに日本貨物鉄道（JR貨物）の参加により、多くのモーダルシフト選択肢をご提案するとともに、トラック輸送の需要者となります荷主事業者へも幅広く参加を呼びかけることとしております。

このように昨年よりもバージョンアップさせた本セミナーへ是非、貴傘下会員のみなさまへご案内いただきますようよろしくお願いいたします。なお、各会員事業者においては現在取引のある荷主企業にも参加をお声がけいただけますと幸いです。

記

【日時】 令和５年１１月１５日㈬　１３：３０～１６：３０

【会場】 福岡県福岡市博多区博多駅中央街４-23
オリエンタルホテル福岡３階「山笠」

【内容】
・2024問題の概要・問題点の説明、モーダルシフト取組事例の紹介
・九州の主要港湾管理者による海運航路紹介
・日本貨物鉄道（JR貨物）による鉄道コンテナ輸送の紹介
・海運・鉄道事業者とトラック事業者・荷主との名刺交換会

【申込】 別添「連絡票」を１１月１０日㈮までに、メール又はＦＡＸにて、返信下さい。

【主催】 九州運輸局、（公財）九州運輸振興センター
九州トラック協会、九州長距離フェリー協議会

【セミナーに関する問い合わせは】
九州運輸局　自動車交通部　貨物課（東）TEL 092-472-2528

連　絡　票

九州運輸局　自動車交通部　貨物課　行
Ｅメール　：　qst-jikoubukamotsuka@ki.mlit.go.jp
Ｆ　Ａ　Ｘ　：　０９２－４７２－３６１６

モーダルシフト利用促進セミナー２０２３

・ご　出　席
・ご　欠　席

ご出席の方は、下欄にご記入を願います。

事業者名	出席者ご氏名	連絡先

なお、恐れ入りますが、１１月１０日（金）までに、上記のＥメール又はFAXにて
ご連絡いただきますようお願いいたします。

また、セミナー後半の「航路・鉄道事業者とトラック・荷主事業者との名刺交換会」にご参加いただけるトラック・荷主事業者様におかれましては、別添「エントリーシート」を当日ご持参くださいますようお願いいたします。

提出日　2023年　月　日

モーダルシフト利用促進セミナー２０２３　エントリーシート
（荷主事業者・トラック事業者　⇒　船会社・鉄道事業者）

・本エントリーシートは、A4用紙に印刷いただき11月15日の当日セミナー会場の各ボックスへ提出いただきます。
・モーダルシフト先の船会社・JR貨物毎に1枚作成ください。何社でも提出可能です。
・※項目はドロップダウンリストより選択ください。

エントリー区分 （※ 荷主・トラック事業者）	
会社社名	
所在地	
所属部署・役職等	
ご担当者名	
電話番号	
E-mail	

貴社の主な輸送需要等についてお伺いします。（差し支えない範囲でお答えください。）

荷　主	
取扱貨物・荷姿・取扱量など	
輸送区間・営業エリア	
船・鉄道へシフトを検討している輸送区間	
貨物利用運送事業の許可・登録等の有無及び概要	
コンタクトを希望する船会社・鉄道会社（※）	

参加モーダルシフト対象事業者【 ●長距離フェリー、■RORO（コンテナ）貨物船、★鉄道 】
●オーシャントランス（オーシャン東九フェリー）　●東京九州フェリー　●阪九フェリー
●名門大洋フェリー　●商船三井さんふらわあ（旧・フェリーさんふらわあ）●宮崎カーフェリー
■NX海運（日本通運）■商船三井さんふらわあ（旧・商船三井フェリー）■川崎近海汽船
■マルエーフェリー　■近海郵船　■八興運輸　■琉球海運　■井本商運（内航フィーダーコンテナ）
★日本貨物鉄道（JR貨物）

船会社・鉄道会社へ質問したい事項等（※複数回答可）
① 運賃料金等　② 運航（運行）スケジュール　③ 入出港（出発・到着）時におけるリードタイム
④ ドライバーへの船内サービス等　⑤ 船・鉄道の空き状況（曜日・季節ごと等）
⑥他者がモーダルシフトしている事例等　⑦モーダルシフトを利用した場合の補助金等
⑧その他（下欄に記載ください。）

⑧（その他の質問、メッセージ等）

長崎県　価格転嫁に関する実態把握アンケート調査へのご協力について（依頼）

標記の件について、長崎県産業労働部よりアンケート調査への協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

5産政号外
令和5年10月17日

長崎県内企業の皆様

長崎県産業政策課長
（公　印　省　略）

長崎県価格転嫁に関する実態把握アンケート調査へのご協力について（依頼）

県政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度、国や県内経済団体等と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結したところでございます。この度、県内における価格転嫁の実態を精緻に把握し、今後の政策検討に繋げていくために、標記アンケート調査を以下のとおり実施いたします。

つきましては、ご多忙中恐れ入りますが、短時間で回答できるようなアンケートとなっておりますので、是非、下記のURLから回答のご協力をお願いいたします。回答いただいた皆様には、後日、アンケート調査の結果をお送りいたします。

また、県内の価格転嫁の機運醸成に繋がるよう、県では中小企業庁が掲げている「パートナーシップ構築宣言」について、積極的な宣言をお願いしております。

宣言未済の方におかれましては、添付のチラシに概要等を記載しておりますので、ご参照の上、積極的な宣言をお願いいたします。

記

◆長崎県価格転嫁に関する実態把握アンケート調査

調　査　期　間：10月17日㈫～11月30日㈭
調　査　対　象：すべての県内企業（大企業、中小企業、個人事業主問わず）
回　答　方　法：WEBアンケートシステム（Microsoft Forms）
　　https://forms.office.com/r/cUYPy4iGig
回　答　時　間：5分～10分
アンケート項目：1．回答者情報
　　2．コスト上昇の状況について
　　3．価格交渉の状況について
　　4．価格転嫁の状況について
　　5．賃上げの状況について
　　6．パートナーシップ構築宣言について

★お問い合わせ
長崎県産業労働部産業政策課企画調整班
担当：岡野
TEL：095－895－2614

「パートナーシップ構築宣言」で協力会社と共存共栄の関係構築を

パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、協力企業との望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを宣言するものです。

発注側の企業が宣言することで、協力企業が価格交渉の相談を行いやすくなり、物価上昇分を適切に価格転嫁していく機運が高まっていくことが期待されます。

大企業も続々と宣言しています！まずは、あなたも宣言を！



企業ブランド向上に！

パートナーシップ構築宣言

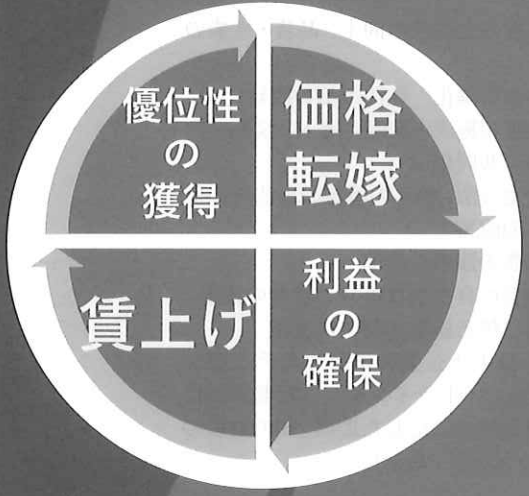
名刺のロゴマーク使用、
ポータルでの企業名公表により、
適正取引を行う企業で
あることをＰＲできます！

補助金の加点措置も！

長崎県
総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
環境省 Ministry of the Environment
国土交通省
経済産業省 資源エネルギー庁
農林水産省
国税庁
中小企業庁

県や国の補助金で
加点措置といった優遇を
受けることができます！

価格転嫁と賃上げの好循環を！



パートナーシップ構築宣の概要・登録や
県の取り組みの様子はこちらから！

長崎県

－ お問い合わせ －
長崎県 産業労働部 産業政策課 企画調整班
ＴＥＬ：０９５－８９５－２６１４

下請取引適正化推進月間の実施について

標記の件について、公正取引委員会より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

11月は下請取引適正化推進月間です

令和５年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

「見直そう」　その一言で　救われる

11 月は下請取引適正化推進月間です。全国において、下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催（オンラインによる非対面方式）するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 フリーダイヤル　0120-060-110 【受付時間】10:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く。） （ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.jftc.go.jp/）		中小企業庁 事業環境部取引課 03－3501－1732 （ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.chusho.meti.go.jp/）	
北海道事務所	011－231－6300	北海道経済産業局	011－700－2251
東北事務所	022－225－8420	東北経済産業局	022－217－0411
取引部企業取引課	03－3581－3375	関東経済産業局	048－600－0325
中部事務所	052－961－9424	中部経済産業局	052－951－2860
近畿中国四国事務所	06－6941－2176	近畿経済産業局	06－6966－6037
中国支所	082－228－1520	中国経済産業局	082－224－5745
四国支所	087－811－1758	四国経済産業局	087－811－8564
九州事務所	092－431－6032	九州経済産業局	092－482－5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引課	098－866－0049	沖縄総合事務局経済産業部	098－866－0035

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

○取引条件等を記載した注文書の交付
○下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
○下請代金の支払期日を定めること
○遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

○受領拒否
○下請代金の支払遅延
○下請代金の減額
○返品
○買いたたき
○物の購入強制・役務の利用強制
○報復措置
○有償支給原材料等の対価の早期決済
○割引困難な手形の交付
○不当な経済上の利益の提供要請
○不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

○下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
○発注内容の明確化、発注方法の改善
○下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
○対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
○下請事業者の連携の推進
○下請事業者の自主的な事業の運営の推進
○下請取引に係る紛争の解決の促進
○その他下請中小企業の振興のため必要な事項（下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについて　など）

全ト協だより

近代化基金融資貸出金利の変更について

令和５年10月11日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

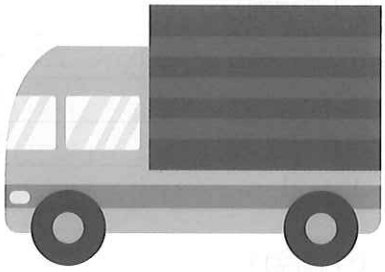
記

１．貸付利率

期　　間	現行（改定前）	改定後
１年以上～３年以内	1.45%	1.50%
３年超～７年以内		
７年超～10年以内		

２．実施日

令和５年10月11日



軽油価格の調査結果（８月分）

８月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

１．単純集計価格

区分／地区名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	132.94	124.99	135.51
全国(沖縄除)	132.80	124.08	133.00

２．元売別集計価格〈九州（沖縄除)〉

区分／元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ＥＮＥＯＳ	137.12	124.57	137.99
出光昭和シェル	132.62	125.42	134.94
キグナス			
コスモ	132.50	122.20	140.10
その他	128.08	125.49	133.68

３．月間購入量別価格〈九州（沖縄除)〉

区分／月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	133.89	124.67	136.47
30～50キロリットル未満	124.90	127.44	126.43
50～100キロリットル未満	124.53	124.77	
100キロリットル以上	126.40	124.11	133.04

４．支払期限別価格〈九州（沖縄除)〉

区分／支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	133.76	126.01	129.13
30～60日未満	132.32	124.93	136.00
60日以上	134.21	124.44	

５．軽油価格推移〈九州（沖縄除)〉

区分／月別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年4月	121.87	111.79	120.07
2023年5月	120.46	110.41	120.61
2023年6月	122.46	114.22	124.41
2023年7月	127.42	117.51	128.71
2023年8月	132.94	124.99	135.51

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

㈱おんが自動車学校　FAX：093－293－2427

㈲新西海自動車学校　FAX：0959－27－1778

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真１枚「縦3.0cm ×横2.4cm」※サイズ厳守）筆記用具、電卓、付箋紙、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】※おんが自動車学校、新西海自動車学校開催分に限る

区分	受付時間	講習時間	
基礎講習	9：30～（初日のみ）	第１日目	10：00～17：00
		第２日目	10：00～17：00
		第３日目	10：00～15：30
一般講習	9：30～	10：00～16：30	

※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

【問い合わせ先】

㈱おんが自動車学校　TEL：093－293－2359

㈲新西海自動車学校　TEL：0959－27－0136

㈳自動車事故対策機構　TEL：095－821－8853

【基礎講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主　催	
~~第１回~~	~~６月７日㈬～９日㈮~~	~~長崎市「TBM長崎ビル　地下１階貸会議室」~~	~~25名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	
~~第２回~~	~~６月26日㈪～28日㈬~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第３回~~	~~６月28日㈬～30日㈮~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~70名~~	~~おんが自動車学校~~	
~~第４回~~	~~７月12日㈬～14日㈮~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」~~	~~18名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
第５回	11月８日㈬～10日㈮	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第６回	11月28日㈫～30日㈭	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第７回	12月20日㈬～22日㈮	長崎市「TBM長崎ビル 地下１階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構　長崎支所	
第８回	１月24日㈬～26日㈮	長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構　長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

【一般講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主　催	
~~第1回~~	~~5月25日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル　地下1階貸会議室」~~	~~25名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	
~~第2回~~	~~6月1日(木)~~	~~五島市「福江文化会館」~~	~~30名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第3回~~	~~6月2日(金)~~	~~南松浦郡新上五島町「鯨賓館」~~	~~20名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第4回~~	~~6月6日(火)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~70名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第5回~~	~~6月16日(金)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第6回~~	~~6月27日(火)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~70名~~	~~おんが自動車学校~~	
~~第7回~~	~~7月4日(火)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第8回~~	~~7月14日(金)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第9回~~	~~7月21日(金)~~	~~島原市「有明文化会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第10回~~	~~7月27日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」~~	~~18名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
~~第11回~~	~~8月8日(火)~~	~~平戸市「田平町民センター」~~	~~30名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第12回~~	~~8月10日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」~~	~~18名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
~~第13回~~	~~8月24日(木)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~70名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第14回~~	~~9月5日(火)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第15回~~	~~9月7日(木)~~	~~佐世保市「アルカスSASEBO　3階中会議室」~~	~~30名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
~~第16回~~	~~9月14日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」~~	~~18名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
~~第17回~~	~~9月28日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」~~	~~18名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~	★
~~第18回~~	~~10月3日(火)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~70名~~	~~新西海自動車学校~~	
第19回	11月2日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構　長崎支所	★
第20回	11月7日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第21回	**11月15日(水)**	**対馬市「対馬市交流センター」**	**30名**	**おんが自動車学校**	
第22回	**11月16日(木)**	**壱岐市「壱岐の島ホール」**	**30名**	**おんが自動車学校**	
第23回	11月19日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第24回	11月25日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第25回	12月11日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校	
第26回	12月20日(水)	北松浦郡佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第27回	1月16日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第28回	1月23日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第29回	2月8日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構　長崎支所	★
第30回	2月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階　ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構　長崎支所	★
第31回	2月29日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

※離島〔対馬・壱岐〕の講習日が決まりましたのでお知らせいたします。

FAX

基礎講習　受講申込書

令和　　年　　月　　日

事業所名：

事業所〒：　　－

事業所住所：

申込責任者：

連絡先 (TEL)　　－　　－　　(FAX)　　－　　－

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 (　　)

	ふりがな　(男・女) 受講者の氏名 (生年月日)	事業用自動車の運行管理者経験が1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他(　　)	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月　日 より3日間
②番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他(　　)	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月　日 より3日間
③番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他(　　)	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月　日 より3日間
④番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他(　　)	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月　日 より3日間

＊現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

＊修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧にお書き頂き、また性別は○で囲んでください。

＊＊ご確認ください＊＊

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出に同意する

①番の方：□　②番の方：□　③番の方：□　④番の方：□

＊修了書の代行送付は2021年度より行いませんのでご注意ください。

全日本トラック協会指定　福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

DA ONGA ドライビングアカデミーONGA

㈱おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

▲
FAX

令和　　年　　月　　日

事業所名：

〒　　－

事業所の住所：

申込責任者名：

連絡先(TEL)　　(FAX)

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 (　　)

	ふりがな　(男・女) 受講者の氏名 (生年月日)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月　日
②番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月　日
③番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月　日
④番	(男・女) (T.S.H　年　月　日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月　日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

＊修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧にお書き頂き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定　福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

DA ONGA ドライビングアカデミーONGA

㈱おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

基礎講習受講予約申込書

申込日 令和　　年　　月　　日

（受付済印）

（フリガナ）

事業所名（営業所名）

〒　　－

事業所住所

申込責任者名

連絡先（TEL）　　※（FAX）

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受　付　9時30分～　　○会　場　佐世保市労働福祉センター

○講習時間　10時00分～17時00分（最終日は15時30分まで）※手帳をお持ちでない方は写真（3×2.4cm）1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 （生年月日）	希望する講習の種類（番号○印）	受講の目的（番号○印）	講習手帳の有無（○印）	受講の情報提供の同意（☑印）	受講日
（昭和・平成　年　月　日）	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月　日 ～ 月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月　日 ～ 月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月　日 ～ 月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月　日 ～ 月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月　日 ～ 月　日

注１）個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。

注２）「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。

注３）平成２７年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようにお願いいたします。

※申込先※
新西海自動車学校
西海市西彼町上岳郷1238－3　TEL 0959－27－0136
FAX送信先　0959－27－1778

一般講習受講予約申込書

申込日　令和　　年　　月　　日

（受付済印）

（フリガナ）

事業所名（営業所名）

〒　　－

事業所住所

申込責任者名

連絡先（TEL）　　※（FAX）

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受　付　9時30分～　　○会　場　長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間　10時00分～16時30分　　有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨寮館・新西海自動車学校

事業所の種類（○印をする）	バス	ハイ・タク	トラック	その他（　　）

フリガナ 受講者の氏名 （生年月日）	現在の職名 （番号○印）	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳の有無 （○印）	受講日
（昭和・平成　年　月　日）	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年　月　日	有・無	月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年　月　日	有・無	月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年　月　日	有・無	月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年　月　日	有・無	月　日
（昭和・平成　年　月　日）	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年　月　日	有・無	月　日

注1）「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。
注2）運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。
※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようにお願いいたします。

※申込先※
新西海自動車学校
西海市西彼町上岳郷1238－3　TEL 0959－27－0136
FAX送信先　0959－27－1778

協会だより

《佐世保支部》

片山さつき参議院議員との意見交換会について

長崎県トラック協会佐世保支部では、10月21日(土)佐世保市栄町「佐世保交通会館」において、筒井支部長（県ト協副会長)、西辻理事、稲吉理事、菅理事、宗監事等８名が、片山さつき参議院議員（自民党政調会長代理）と意見交換会を実施しました。

意見交換会は、筒井支部長、西辻理事、稲吉理事等より、「業界の現状」、「2024年問題」、「標準的な運賃」、「トラックＧメン」、「地方自治体が管理する市場（着荷主）問題」等についての意見があり、これに対し片山議員は、現状の取組について説明され、最後に「業界の生の声を聴けて大変参考になったので、皆さんのお役に立てるよう取り組んでいきたい。」と述べられ、予定時間を過ぎても活発な意見が出され、大変有意義な意見交換会となりました。







令和５年度助成事業について

１．主な留意点

①全助成事業で事前申請としています。（健康診断受診促進助成事業を除く）
※装置、車両の導入前に申請　⇒　交付決定　⇒　導入　⇒　実績報告　⇒　助成金交付の流れとなります。

②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。

③助成事業の申請期間は７／3(月)～１２／２２(金)、実績報告期限は２／２９(木)となります。
※３月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

２．助成事業一覧

助成事業		概　要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。（国補助金との併用は禁止）
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の１/２（上限１万円／台）　運行管理連携型：機器価格(税抜)の１/２（上限２万円／台）
安全装置	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置　②側方視野確認支援装置　③アルコールインターロック　④ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ　⑥自動点呼機器
	助成金額	①、②、③、④機器価格(税抜)の１/２(上限２万円／台)　⑤取得価格(税抜)の 1/2(上限３万円)　⑥導入費用(上限 10 万円)
	その他条件等	③ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、Ｇマーク取得事業所に限る。 ⑤600Ｎ･m 以上の締め付け能力を有するもの１事業所１台　⑥1 事業者１台ただしＧマーク取得事業者は２台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	全ての機器が対象　＊協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の１/２（上限２万円／台）
	その他条件等	※　Ｇマーク事業所におけるＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 ※　来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間等	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	１台あたり装置の取得価格の２分の１（上限５万円／台）
ＳＡＳスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第１次検査および第２次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	第１次検査および第２次検査の合計費用の半額（上限２，５００円／人）
安全運転研修 （ドライバー等安全教育訓練促進）	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外５千円、離島地区１万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（１泊２日）：49,500 円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（２泊３日）：46,900 円（受講料 67,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（２泊３日）：46,900 円（受講料 67,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ＊受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 ＊②③について、Ｇマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（67,000 円）
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額　年１０回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	６０才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 ①高齢運転者（１日）：12,200 円（受講料の全額） ＊適齢診断を受診することが出来ます。 ＊講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 6.2.29　※令和５年４月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の１．２倍まで
	助成金額	運転者１名につき 2,000 円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から２週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者１名につき 670 円

助成事業		概　要
適性診断（特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	対象診断	①初任診断　②適齢診断
	助成金額	3,800 円　＊助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器（一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成上限	１台まで
	助成金額	指定機器１台につき２０万円
環境対応車	実施主体	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	対象	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　＊令和 5.4.1～令和 6.2.29 までに登録が完了するもの
	助成上限	１事業者１両まで
	助成金額	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　　お問合せ下さい。
アイドリングストップ支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	①蓄熱マット　②エアヒータ　③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円　（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協）
グリーン経営認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	新規７万円、更新５万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	保証料の１/２（県ト協：１/４　全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限２０万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間：令和 5.7.3～令和 6.1.31　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	県ト協制度:取得費用(税抜)1/2(上限:大型 15 万円、中型･けん引 10 万円) 全ト協制度:準中型新規４万円、限定解除２万５千円、取得費用(税抜)1/3 特例教習 10 万円、フォークリフト：31 時間・35 時間講習 １万円、11 時間・15 時間講習　５千円
	その他条件等	県ト協制度：協会指定研修の受講
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	受講料の２/３（県ト協１/３・全ト協１/３）
働きやすい職場認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22　実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	新規３万円、継続２万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者１名につき 3,200 円

令和５年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

1．公募期間
　令和５年４月１日～令和６年２月２９日（期日厳守）
　＊融資対象は、令和５年度（令和５年４月１日～令和６年３月 31 日）に投資されるものに限ります。
2．公募融資総枠：６億円
3．融資限度額：各融資制度において、それぞれ定めます。
4．融資利率：商工中金所定の利率
5．融資推薦対象者：会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
6．取扱金融機関：商工中金（長崎支店、佐世保支店）及び商工中金の代理店である信用組合
7．融資対象資金について：消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
8．各融資制度の詳細は下表にてご確認下さい。
　＊協会ＨＰ（http://www/nata.or.jp）の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金　　・車両購入及び架装に要する資金 ※運転資金は対象外です ②融資推薦限度額 ・会員事業者：２，０００万円 ・協同組合：４，０００万円（一事業者あたり 2,000 万円） ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。 ③利子補給率：**０．４％** ④償還期間：１０年以内（車両は５年以内とする） ⑤必要な添付書類：見積書原本等（施設の場合は、別途平面図・見取図等）	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金（代替えを伴う必要はありません） ②融資推薦限度額 ・会員事業者：４，０００万円 ・協同組合：４，０００万円（一事業者あたり 2,000 万円） ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、ＮＯｘ融資(受付終了)の残高を引継ぎます。 ③利子補給率：**０．４％** ④償還期間：５年以内 ⑤必要な添付書類：見積書原本等

9．その他：制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

適性診断（初任･適齢）及び安全運転研修について

令和５年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。
お申込については直接各実施機関へ行って下さい。
講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

【 適性診断（初任・適齢） 】　＊開催予定表Ａ
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②診断日：毎月（２月,３月を除く）※開催予定表Ａ参照
③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、６５才以上の運転者）が対象となる適性診断

【 初任運転者向け 】
・初任運転者特別指導講習会　＊開催予定表Ｂ
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②講習日程：２日間（年10回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース）　＊開催予定表Ｄ
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：２日間（年５回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 一般運転者向け 】＊開催予定表Ｄ
・安全運転研修（一般運転者コース）
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：２日間（年５回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 高齢運転者向け 】＊開催予定表Ｃ
・高齢運転者安全運転研修
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
②講習日程：１日間（年１回開催予定）
③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A	適性診断（初任･適齢）	17・18	23	19・20	11	28・29	26	16・17	14	4・5	16
	B	(新西海)初任運転者特別指導講習会	19～20	24～25	21～22	12～13	30～31	27～28	18～19	15～16	6～7	17～18
	C	高齢運転者安全運転研修						13				
福岡開催	D	(おんが) 一般･初任運転者貨物運転者研修		27～28		1～2		2～3	21～22			27～28
	全ト協指定	一般・初任運転者	8～10		24～26		26～28					13～15
		添乗・指導管理者		20～22		22～24		23～25		25～27		
		一般・事故再発防止							28～30			

※行事等により日程が変更となる場合があります。　※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先
長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：ＴＥＬ 095－838－2281／ＦＡＸ 095－839－8508
新西海自動車学校　（担当：横坂・植田）：ＴＥＬ 0959－27－0136／ＦＡＸ 0959－27－1778
おんが自動車学校　（担当：江頭・山口）：ＴＥＬ 093－293－2359／ＦＡＸ 093－293－2427

申　込　書
（適性診断・初任運転者特別指導講習）

（受付済印）

申込日　令和　　年　　月　　日

（フリガナ）
事業所名（営業所名）

〒　　－

事業所住所

申込責任者名

連絡先（TEL）　　※（FAX）

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日（年齢）	適性診断 （診断種類に☑ 受診日を記入）	初任講習 （受講日を記入）	☆適性診断受診日時 （自動車学校記入欄）
1	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
2	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
3	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始

【実施場所】　長崎県トラック協会研修会館（新西海自動車学校東長崎事務所）
所在地：長崎市松原町2651－3

【適性診断お申し込みの方】
※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
※開始時間10分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。（受診時間は約2時間）
○持参品　①運転免許証　②受診料金　事業所負担　1,000円　（残りは県トラック協会の助成となります）

【初任講習お申し込みの方】
○受付時間　8:30～ 9:00
○講習時間　9:00～17:30
○持参品　筆記用具、ヘルメット及び手袋　（2日目のみ必要）
○その他　・昼食（弁当）を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前　（ただし、定員になり次第締め切りとなります）

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先
新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷１２３８－３
TEL　０９５９－２７－０１３６

FAX送信先　０９５９－２７－１７７８

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長　殿

会社住所	〒　　-		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連 絡 先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

１．希望コース（希望するコースを１つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。研修日程は同じです。）

No.	研　修　内　容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修　　２日（13時間）	
2	初任運転者研修　　２日（15時間）	

２．受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記１の 研修No. を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フ　リ　ガ　ナ 受　講　者　氏　名	性別	年齢	生年月日	採　用 年月日	希望研修コース 研修No.	 講習日	初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
	男 女	歳	S,H　年 月　日	年 月　日			希望する・しない
	男 女	歳	S,H　年 月　日	年 月　日			希望する・しない

※交通費助成申請　　該当地区に、☑印をつけてください。

□ 離島地区外：５千円　　□ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：１万円

【 注 意 】

※ 研修１回あたり１事業者２名まで

※ 受講料（49,500円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へＦＡＸで提出してください。

・ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）

ＦＡＸ　０９３－２９３－２４２７

※ 研修のご案内は、研修日の１週間前（前週の金曜日）にＦＡＸにてお送りいたします。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

部会だより

令和５年度（公社）全日本トラック協会女性部会 全国研修会への参加状況について

10月13日㈮14時30分より、東京都港区の明治記念館にて標記研修会が開催され、当県女性部会より３名（うち事務局１名）が参加しました。

集合しての開催は令和元年度以来となった今年度の研修会は、全国の女性組織より114名が参加しました。

研修会では、全ト協女性部会 原　玲子部会長、全ト協 楠木　寿嗣副会長、全ト協 馬渡　雅敏副会長の挨拶の後、第一部「2024年問題への取組事例の発表」では、福貨通運㈱ 藤井　ふぢ美常務取締役（富山県トラック協会女性部会長）より「モーダルシフトによる労働時間改善の紹介」、鹿央運輸㈲ 竹下　由美代表取締役（熊本県トラック協会女性部会長）より「持続可能なトラック運送業界の実現を目指して2024年問題に対応した『選ばれる企業』となるための第一歩」をテーマにした発表がそれぞれ行われました。その後の第二部「各ブロック・各県の活動状況報告」ではブロックごとに報告を行いました。

研修会後の交流会では、ブロックの垣根を越えた交流が行われ、大変有意義な研修会となりました。









適正化だより

運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催予定情報について

認定セミナー開催予定リスト

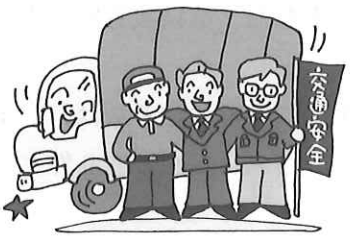
2023年10月　以降開催予定

開催予定日	主催者名	開催場所	認定セミナーの種類	定員	問い合わせ先	メールアドレス	ホームページ
2023年 12月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町１-25 JR 神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISO セミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html
2024年 １月11日	自動車事故対策機構 佐賀支所	佐賀市天神３丁目２-11 アバンセ４F　第３研修室	ガイドラインセミナー		佐賀支所 (0952-29-9023)		https://www.nasva.go.jp
2024年 １月24日	自動車事故対策機構 佐賀支所	佐賀市日の出一丁目21-10 佐賀市文化会館３F　大会議室	内部監査セミナー （半日コース）		佐賀支所 (0952-29-9023)		https://www.nasva.go.jp
2024年 ３月６日	自動車事故対策機構 佐賀支所	佐賀市天神３丁目２-11 アバンセ４F　第２研修室	リスク管理セミナー		佐賀支所 (0952-29-9023)		https://www.nasva.go.jp
2024年 ３月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町１-25 JR 神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISO セミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html

ドライバー体験記

家族を被害者にも加害者にもするな！

（関東）千代田運輸㈱安全管理部
斎藤　勝也



「交通事故のルーレットが回った時、大部分の出目は何もないか、ヒヤリハットでしょう。なかにはお相手を傷つけてしまう出目もあります。最悪の出目は、あなたの会社の大切なドライバーが死亡するという結果です。そんな悲惨な結末を迎えないようにしてください。」

これはある安全管理者セミナーにおいて、講師の方が仰った琴線に触れた言葉です。

私は、社内で安全管理業務に任じられており、輸送の安全と品質の向上に頭を悩ませる日々をおくっています。

ドライバー本人は勿論、そのご家族を含め道路交通にかかわる全ての方々が、事故を起こしたい、起こさせたいと思っているわけではありません。ましてや、誰かを傷つけたいと思ってなどいません。

そもそも、人間が生活している以上、人や物が物理的に行き交うことは必然であり、取りも直さず、交通がある限り事故を完全に防ぐことは難しいと言えましょう。

とりわけ、我々が携わる輸送業務は、様々な人々が使用する公共の道路を利用するという特性上、一度事故が発生すると重篤な有害事象が発生する可能性が高いです。

最悪の結果である交通死亡事故に関して、警察庁から発表された「令和３年中の交通事故死者数について」によると、2021年の全国交通事故死者数は2636人であり、2020年から203人減少し、2001年に比較すると７割減となっていることがわかります。

しかしながら、依然として2,636人の尊い命が失われている事実があり、この中には我々の仲間も含まれている現実があります。関係の有無にかかわらず、亡くなられた方の無念と、ご家族のお気持ちを慮ると筆舌に尽くし難い憂色に包まれます。

私は、交通死亡事故のニュースの触れる度に、ある女の子（以後Mちゃん）を思い出します。Mちゃんは私の小中学校の同級生でした。

その事故は、私たちが小学校高学年の頃に起きたと記憶しています。

ある日の早朝、Mちゃんのお父さんが運転する車が、国道と接する鋭角のT字路から国道に出ようとした際、走行してきた大型トラックと衝突、お父さんが死亡した事故でした。大型トラックのドライバーにも過失が問われましたが、お父さんの安全確認不足が事故原因と判断されました。

Mちゃんの一家とは、以前から家族ぐるみのお付き合いがあり、お父さんにも可愛がってもらっていたので、Mちゃんのお父さんが亡くなった事実にショックを受けたことを、まるで昨日のことのように思い出します。

鮮明に記憶に残っている光景は、葬儀に参列した際、涙を流して別れを惜しむ参列者に対し、喪主席にて気丈に振る舞うMちゃんのお母さんと、呆然とした面持ちのMちゃんとその妹の姿です。

私はごにょごにょと、ご愁傷様ですと言うのが精一杯で、励ましの言葉一つかけてあげることができませんでした。

もっと温かい言葉を贈れればと後悔しきりですが、かける言葉も無いとはこのことであったかと今になって理解できます。

事故後、Mちゃんと妹は、女手一つでMちゃんと妹を育て切ったお母さんの薫陶よろしく、立派な大人となっています。

この事故の一番の被害者は、自宅に生きて帰ることのできなかったMちゃんのお父さんです。

しかしながら、大型トラックのドライバーもまた、起こしたくて起こした事故ではないにも関わらず、他人の命を奪ってしまったという、加害者という名の被害者になってしまいました。

また、残されたMちゃんの家族も被害者でありながら、自責の念を抱いていたことと思います。

さらに、大型トラックのドライバーのご家族や会社関係者も被害者であり、一方少しでも運行管理上のルール違反があれば、加害者として責任を問われていたことでしょう。

万が一、交通事故のルーレットが回りはじめてしまえば、仲間であり家族である大切なドライバーが加害者や被害者、また加害者と呼ばれる被害者になってしまう可能性を、我々は肝に銘じなければなりません。

この点、道路利用者が人間である以上、ヒューマンエラーをゼロにすることは難しく、環境を変える努力が行われています。

前記の事故が発生した交差点は、地域の議員や行政のご尽力により、鋭角の構造から直角に交わる構造に改善されました。同様に、警察や道路管理者の労苦により、交通法規の徹底や、道路構造の改善など、交通事故防止の施策が講じられています。

また、トラックをはじめとする車両の安全性能は、メーカや指導官庁のご努力により、日進月歩で技術革新しております。

交通安全の実現に何が必要か。その為には、道路交通に関係する全ての人々、なかんずく安全輸送に関わる我々一人一人が、ハンドルを握るドライバーの皆さんとともに、交通安全の実現を信じ、学び、行動していくことが必要だと考えます。

そうして、皆の想いが集まり団結することで、交通安全が実現されると確信しています。家族を被害者にも加害者にもするな！

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和４年度事故防止対策体験記佳作入選作品）

陸災防だより

労働災害防止にかかる緊急の取組について（要請）

標記の件について、長崎労働局労働基準部長より陸災防長崎県支部長へ要請がありました。会員事業場におかれましては、「第14次労働災害防止５か年計画」による労働安全関係法令およびガイドライン等の遵守徹底並びに、下記要請文記載の５項目に留意し、安全総点検の実施をお願いいたします。

長労基発1012第１号
令和５年10月13日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部
支部長　馬場邦彦　殿

長崎労働局労働基準部長

労働災害防止にかかる緊急の取組について（要請）

平素より労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では、今年度からスタートした「第14次労働災害防止５か年計画」を策定し、労働災害の減少に努めているところであります。

しかしながら、本年の県内の労働災害による死亡者数は、上半期（１月～６月）に４件だったものが、８月以降５件立て続けに発生し、９月末日現在で計９件となり、極めて憂慮すべき状況となっております。

発生した９件の死亡災害を事故の型別に見ますと、うち５件が墜落・転落、崩壊・倒壊、踏み抜き及び爆発によるものがそれぞれ１件、調査中が１件となっており、基本的な安全対策が講じられていないケースがほとんどです。ちなみに、調査中の死亡災害は、道路貨物運送業において荷下ろし先で発生しています。

つきましては、貴協会の会員事業場に対して、「第14次労働災害防止５か年計画」による労働安全関係法令及び各種ガイドライン等の遵守徹底に加えて、下記事項に留意して安全総点検を実施し、問題がある場合にはその改善の徹底を呼び掛けていただくよう、要請いたします。

記

1　各事業所の安全管理状況を把握し、経営トップによる職場巡視等を実施すること。
2　荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用を徹底すること。
3　積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施を徹底すること。
4　安全衛生教育、雇い入時教育の実施を徹底すること。
5　リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を実施すること。

※※※技能講習情報※※※

※※新型コロナウイルスの感染拡大で情報が変わる可能性があります※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号＆ホームページ
長崎クレーン学校 （あたご自動車学校）	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール （島原自動車学校）	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 （五島自動車学校）	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習（長崎県内では実施している機関はありません）

実施機関名	所在地	電話番号＆ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等　県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

〒850-0945　http://nagasaki-crane.com/
長崎市星取1丁目1-28
電話：095－824－4910

※　陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
（福岡 Tel:092-431-1604　佐賀 Tel:0952-30-1601）

※安全衛生教育（現在、長崎県内では実施している機関はありません）

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

→ すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません（受講履歴の問い合わせは可能です）

↓　↓

修了証明書（統合カード）を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

改正労働安全衛生規則が施行されました！
～ 対応はお済みですか？ ～

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る改正労働安全衛生規則等が、10月1日に施行されました。（テールゲートリフター特別教育は令和6年2月1日施行。）

対応は万全でしょうか？　以下により、対応状況をチェックしましょう。

なお、労働安全衛生法令における「貨物自動車」は、「専ら荷を運搬する構造の自動車」と定義されており、道路運送車両法に基づく分類とは異なるので注意が必要です。（緑ナンバーだけでなく、白ナンバー車も規制の対象となります。）

1　昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

- 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲が、最大積載量「5トン以上」から最大積載量「2トン以上」に拡大されました。
- 昇降設備の設置の要否の判断基準は「最大積載量」だけです。平ボディ車、バン車など、車の形状による取扱いの違いはありません。
- 今回の改正で、昇降設備は「床面と荷の上との間の昇降」だけでなく、「床面と荷台との間の昇降」にも必要であることが明記されました。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。
- 昇降設備に関し、法令上の構造要件は示されていませんが、「作業者の墜落・転落を防止する」という目的に照らして、適切な昇降設備を設置する必要があります。
  - ①　手すりや昇降グリップがあり、三点支持ができるもの
  - ②　踏板に一定の奥行きがあるもの

  など





陸災防本部ホームページに掲載しております以下のQ&Aも参考としてください。

(http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/kaisei_point_question_answer.pdf)

Q&A① 昇降設備とその要件とは何ですか？
　　安全な昇降設備とはどのようなものですか？

Q&A⑧ 昇降設備に含まれるものはどのようなものですか？

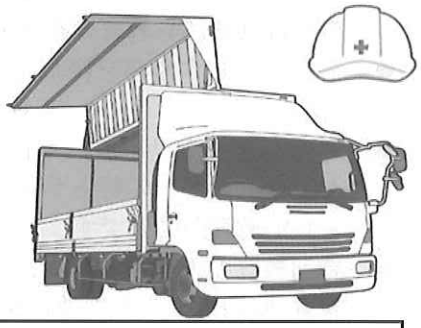
2　保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

- 「保護帽」とは、「ヘルメット」のことです。国家検定に合格した「墜落時保護用」の保護帽でなければ、法令上の義務を果たしたことにはなりません。保護帽の内側に貼られている「国家検定合格標章」を確認しましょう。合格標章のないものや古いもの（プラスチックの帽体は経年劣化し、頭を保護する性能が低下します。）は直ちに使用をやめ、国家検定合格品に交換しましょう。



国家検定合格標章

- 対象となる貨物自動車は、最大積載量5トン以上のもの及び最大積載量2トン以上5トン未満で、次のいずれかに該当するものです。
  - ①　荷台の側面が「構造上開放されているもの」又は「構造上開閉できるもの」
  - ②　①以外でテールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときのみ）



以下のQ&Aも参考としてください。
Q&A② 保護帽の着用が必要な時、必要でないときはどんな場合ですか？
Q&A③ 保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？
Q&A⑦ 保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？
また、本誌8月号に、日本ヘルメット工業会様からのご寄稿「荷役作業における保護帽の正しい選び方、使い方」が掲載されていますので、ぜひご覧ください。

3　運転位置から離れる場合の措置

貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置を離れる場合は、以下の三点が義務付けられていますが、テールゲートリフター装置など、運転席と作業装置の操作位置が異なる貨物自動車で作業装置の操作を行う場合は、①と②の義務は適用除外となります。

①　フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
②　原動機（エンジン）を止めること
③　ブレーキを確実にかけるなど逸走防止措置を講ずること

上記の場合でも、ブレーキや輪止めなど貨物自動車の逸走防止措置は確実に実施しなければいけません。

以下のQ&Aも参考としてください。
Q&A⑤ 運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

テールゲートリフター特別教育の受講は、令和6年1月末日までに!

令和6年2月1日から、テールゲートリフターの操作の業務（テールゲートリフターが設置された貨物自動車に荷を積卸する作業を伴うものに限る。）に労働者をつかせるときは、特別教育の実施が義務付けられます。現在テールゲートリフターの操作の業務についている者には、施行までの間に特別教育を受けさせましょう。

- 特別教育の対象者は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する者だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者も含まれます。また、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す作業を行う者にも教育の実施が推奨されています。
- 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は、特別教育の対象ではありません。
- テールゲートリフターが設置された貨物自動車の最大積載量の縛りはありません。白ナンバーの軽トラックに設置されたテールゲートリフターを操作する場合も特別教育が必要です。
- 特別教育のカリキュラムは、安全衛生特別教育規程で定められています。（学科教育4時間以上、実技教育2時間以上）
- 特別教育の講師に関し、資格要件の定めはありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければなりません。陸災防では、特別教育の講師を養成するための講座を開講しています。
- 社内に教えられる方がいない場合は、陸災防都道府県支部など、外部機関が実施する作業者向けの講座を受講させる方法もあります。

以下のQ&Aも参考としてください。

Q&A② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか?

Q&A④ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか? 特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか?

Q&A⑥ 白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業者への特別教育が必要ですか?

Q&A⑨ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育について、次の場合は特別教育は必要ですか?

【ご紹介】

当協会賛助会員であるミドリ安全株式会社様より、陸災防会員向け割引販売サイト全面リニューアル予定とのご連絡をいただきました。

会員専用サイトよりバナーをクリックして、サイトをご覧ください。

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

「建設現場の安全管理に学ぶ」　第3回

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

◆建設現場における「安全施工サイクル」◆

前回、「建設現場における安全管理の様々、順次ご紹介して参ります」として、いきなり「安全施工サイクルの一番目」と話に入りましたが、この「安全施工サイクル」という表現は国の「元方事業者による建設現場安全管理指針」で示され、各々の建設現場で広く定着したものとなってきています。

この管理指針では、「元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること」とし、安全朝礼（全員）→安全ミーティング（KYK）→作業開始前点検→作業巡視（安全パトロール）→安全工程打合せ→持場後片付け→終業時の確認、と一連のサイクルが示されています。

朝一番の朝礼、ツールボックスミーティング（TBM）、危険予知活動（KYK）から始まって、昼一の安全工程連絡調整打合せ、午前午後の安全巡回、片付け終了報告、での一日となります。これに週一回の一斉清掃や月ごとの職長会、下請け業者との現場安全衛生協議会や安全大会、このような安全活動が現場個々に行われています。

◆安全指示の場であるＴＢＭ◆

工事現場では鉄筋（配筋）、型枠、土工、とび、など多岐の専門工事業者が、同じエリアで作業を行いますし、これら職方相互の工事進捗や相互連携も必要になってきます。それを踏まえた作業指示は不可欠ですし、一方、工事現場特有の災害リスクの高い場所での作業はちょっとした油断、省略行動や不安全行為等が大けがに結び付きます。過去（昨日）の同種作業でヒヤリハット等があった場合に、それを全員に知らせておかなければまた同じ不具合やミスを生じさせる可能性がありますから、これを知らしめて、徹底を図っておかなければなりません。このようにTBMはその日の作業を円滑、安全に行うために不可欠のミーティングとなっています。

◆陸運業における「点呼」◆

この、朝の作業開始前に5分から10分程度職長さんなどが中心となって短時間に行われるTBM、職長からの指示伝達の場ということからして、わが陸運業における「始業前点呼」と置き換えてみたとき、陸上貨物運送業における「点呼」を一日の安全作業にどう生かしていくのか、少し考察の価値はありそうです。

もちろん、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条でいう本来的な「点呼」とは、運転者から本人の健康状態や酒気帯びの有無、日常点検等の報告を求めて、これを確認し、それに対して安全を確保するために必要な指示をする、ことです。運転者の健康状態、疲労の度合い、酒気帯びの有無、睡眠不足等についての確認、日常点検の実施結果の確認、運転免許証や非常信号用具等々の携行品の確認、とともに、休憩時間・場所、積載物、気象、道路状況等運行の安全を確保するための注意事項等の指示が含まれることとされています。まさに「点呼」は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かを確認するとともに、安全運行に必要な指示を与え、報告を徴するためのものです。

とりわけ走行前の点呼は、その日の乗務に当たっての安全運転の可否の確認等に併せ、一日の仕事の始まりの場として「連絡・指示・指導」といった重要な役割があり、日常の安全管理の要といえます。

皆様方のところでも、この乗務前の点呼で、走行計画書に従って走行経路、走行上注意すべき事項や作業内容まで指示しておられることと思いますが、加えて具体的な指示として、例えば、

- **運転席からは三点支持による昇降を怠らないこと**
- **過長な連続運転とならないよう計画に従った休憩を取ること**
- **長時間の運行後は、運転席から降りてすぐに荷台作業をすることなく、いったん立位の姿勢を数分間なり保持するなどし、荷役に必要な筋肉を回復させるとと**

もに腰痛予防も図る手立てを取ること

といったことも、適切な走行管理という意味で都度、注意喚起や指示など、しておくことも必要かもしれません。

◆「荷役作業を行わせる場合」の点呼の活用◆

陸運業における休業災害1万数千件のうち、その70%約1万件の労働災害が荷役作業に関わってのものということからすれば、荷受け・荷卸しを通しての指示伝達において、荷役安全にも留意したものとなるよう「点呼」を如何に活用するのか、ぜひ考えていただきたいところです。

当日の走行前、荷役作業がある場合に、改めて確認的に、その従事者に、

- **荷台への昇降に当たっての安全な昇降設備の使用**
- **三点支持による安全な昇降方法の確実な履行**
- **荷役開始前のストレッチの励行**
- **保護帽の着用（あご紐は確実に締める）**
- **テールゲートリフター使用時の基本ルール**
- **ロールボックスパレット使用時の注意点**
- **荷の取扱時の腰痛予防に係る注意**
- **必要な安全装具の使用（安全靴、手袋等）**
- **荷台からの墜落転落危険の回避注意点**
- **発荷主・着荷主との連絡確認**

などを指示伝達しておくことで、当日の作業を行う上で必要なこれらの安全行動等が運転者（荷役作業者）の頭に刻まれ、不安全行動等の防止に大きな効果が期待できるのではないでしょうか。

◆荷役作業を行わせる場合の「安全作業連絡書」◆

荷の積卸し作業の安全確保を図る観点から、荷主や配送先の作業に関する情報をあらかじめドライバーに提供するものとして「安全作業連絡書」（**下図**）を活用するよう提唱しています（陸運業における荷役作業の安全対策ガイドライン）。

荷役関連災害は、荷の積卸し先等での荷役作業の有無やその分担などが不明確なままで作業をしたことが要因となっているものが多くあります。運転者が荷主や配送先の事業場で荷役作業を行うのか、あらかじめ事前に確認し、確認の結果、荷役作業がある場合には、「安全作業連絡書」等を使用して把握し、これを出発前、点呼時などを利用して、運転者に知らせておくことが肝要です。

発地・着地での積込・荷卸し作業の有無やその場所、積荷はどのようなもので、数量・重量・積付態様、積込み作業の荷主側との分担や使用荷役機械の種類（これがフォークリフトならリーチ式かカウンターバランス式か）など、が必要不可欠な情報です。

荷主からオーダーを受ける際にしっかりと確認し、運転者に事前に伝えておくことが大切です。

次回は、建設現場で行われる「ツールボックスミーティング」とほぼ同義のように、広く一般どこの現場でも一緒に行われている「危険予知訓練」についてを。

安　全　作　業　連　絡　書　（例）

発地			着地		
積込作業月日	月　日（　）		取卸作業月日	月　日（　）	
積込開始時刻	時　分		取卸開始時刻	時　分	
積込終了時刻	時　分		取卸終了時刻	時　分	
積込場所	1.屋内　2.屋外 1.荷主専用荷扱場　2.トラックターミナル 3.その他（　）		取卸場所	1.屋内　2.屋外 1.荷主専用荷扱場　2.トラックターミナル 3.その他（　）	
積荷	品名（危険・有害性）	有・無（　）			
	数量				
	総重量	kg（　kg/個）			
	積付	1.バラ　2.パレタイズ　3.その他（　）			
積込作業	作業の分担	1.荷主側　2.運送業者側 3.荷主・運送業者共同	取卸作業	1.荷主側　2.運送業者側 3.荷主・運送業者共同	
	作業者数	名		名	
	使用荷役機械	有・無　1.フォークリフト 2.その他（　）		有・無　1.フォークリフト 2.その他（　）	
免許資格等		1.フォークリフト　2.玉掛け　3.はい作業 4.その他（　）	免許資格等	1.フォークリフト　2.玉掛け　3.はい作業 4.その他（　）	
その他特記事項	※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと				

陸運事業者がドライバーに情報を提供するもの

陸災防 Land Transportation Safety & Health Association

災害事例とその対策

クレーンによる荷卸し作業は足場の確保が最優先!!

積載形トラッククレーン(通称ユニック車)を用いた荷役作業は、重量物の取扱いに限らず、作業の効率化や省力化のために多くの作業現場で行われています。これらの作業は、以前は複数名で行われていましたが、無線(ラジコン)による操作が普及し、現在ではドライバー等による単独作業が殆どです。しかし、運転操作の誤りなどで労働災害が発生した場合、周辺に人がいなかったため発見が遅れて、死亡などの重篤な労働災害に至ることがあります。

1　事業の種類：道路貨物運送事業業
（従業員数50人未満）

2　発生月時：7月　午前10時過ぎ

3　発生場所：荷主構内

4　被災者：貨物自動車運転者
55歳　男性
経験年数　4年

5　傷病の程度：3か月

6　災害発生状況

(1)　被災者は単独で、荷主先に到着後、H鋼材(長さ4m、重さ688kg)10本を運搬するため、工場内の所定場所にユニック車(吊上げ荷重2.9ｔ、最大積載量10.0ｔ)を駐車させて、荷台への積込み作業を開始した。

(2)　鋼材は、コンクリート床面と鋼材、鋼材と鋼材との間に台木が敷かれて三段に重ねた状態であった。

(3)　始めに、クレーンのブームを伸長し、積込む予定のH鋼材の上部まで旋回させて、巻上用ワイヤロープを下した(定格荷重約900kg)。次に、荷台に準備していた玉掛用ワイヤロープ(直径12㎜、長さ5.0m)を用い、最上段のH鋼材1本の二か所に当該ワイヤロープを巻き、クレーンのフックにワイヤロープの中央部を掛けて2点吊りの準備を終えた。

(4)　そして、右手に持ったラジコンスイッチを操作し、左手をH鋼材に添えながら、約10㎝まで吊り上げようとしたところ、一瞬、足元がふらつき、吊り上げたH鋼材と隣に置いてあった鋼材との間に左手を挟んで被災した。

7　推定される災害の原因と問題点

(1)　ユニック車への積込作業に際して、事前に鋼材等の置かれている状況等を把握していながら、積込み手順を十分に検討せず、足場の不安定な場所で、クレーン作業を開始したこと。

(2)　また、社内規定では複数名によるクレーン作業の標準的な手順書は示されていたが、ドライバーなどによる単独作業の作業手順は作成されておらず、作業者各自の判断に委ねられていたこと。

(3)　H鋼材を高さ約10㎝ぐらいの地切りの状態まで吊上げて、吊り荷、玉掛用ワイヤロープのバランス等を確認する際、吊り荷から一定の距離を確保することが出来ない近接した状況にあり、また、安全な足場を確保することが困難な場所であったこと。

8　再発防止対策

荷の積卸しで、移動式クレーン等を用いる場合は、作業の規模や作業時間の長短等に関わらず、日頃から、次に掲げる事項も含めた安全対策が確実に行われることが必要です。特に、単独作業に関しても、異常時への対応などについて、十分な検討を行うことが必要ではないでしょうか。

(1)　移動式クレーンなどを用いた荷の積卸し作業においては、事前に作業場所の状況等を的確に把握し、それぞれの作業に適した実効ある作業手順を検討する。

(2)　特に、単独作業に従事させる場合は、事前に社内規定で順守基準を明確に示し、労働者の判断に委ねることのない安全作業の励行に努める。

(3)　クレーンの作業に携わる全ての労働者に、クレーンの作動時に生じる作用、ワイヤロープの特性などの知識に関して実技も含めた再教育を実施する。さらに、一人KY活動の積極的な展開により、一動作ごとの確認行為(指差呼称など)の定着を図る。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済　～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大**７０％の優良割引**

デジタコ搭載車は**２％割引**（対人共済・対物共済）

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両５台以上のご加入で**一括契約割５％**

契約台数に応じた**多数契約割引**！！

契約車両数	多数契約割引率
１０台以上～２９台以下	2%
３０台以上～６９台以下	4%
７０台以上～９９台以下	6%
１００台以上～１４９台以下	8%
１５０台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠責共済　～長崎県下９社の代理店～

損害保険　～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度



事故防止活動　～事故防止のことはおまかせください～

◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習

◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習　◆事故防止ＤＶＤの貸し出し

◆講習による事業者様のＧマーク取得支援活動

利用分量配当　～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。（配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。）



安心のロードサービス　～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両（構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く）が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円（自己負担金2万円）のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合　長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町８５３番地２２　グレースＮ　Ｃ棟２０２号室

ＴＥＬ：０９５６－８７－００８３　（担当　井上）

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE１　■事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

CASE２　■スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション　ご案内

ISAHAYA　TRUCK　STATION

★客室　全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



シングルルームで広めの部屋もご用意しております

宿泊料金

・一般　　７，２００円（税込）
・諫早ＴＳ会員　　５，４００円（税込）「朝食付」
（入会金　５００円）

・ﾄﾗｯｸ協会会員　　４，０００円（税込）

ﾁｪｯｸｲﾝ　15時（24時間受付）
ﾁｪｯｸｱｳﾄ　翌10時

★大浴場　ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金　　大人　５２０円（税込）「小学生以下無料」
ご利用時間　　１２時～２２時まで（冬季１０月～４月）
９時～２２時まで（夏季５月～９月）

★シャワールーム（女性専用）
料金　　１００円で７分間
ご利用時間　　１２時～２２時まで

★レストラン　安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



７時～２０時３０分までご利用できます
（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　２０時）
※土・日曜日のみ１４時３０分（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　１４時）

主なメニュー
長崎ちゃんぽん……７７０円（税込）
かつ丼……８２０円（税込）
中華飯……７９０円（税込）
トンカツ定食……１，０５０円（税込）
エビフライ定食 ……１，２６０円（税込）
カツカレー……９５０円（税込）
各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容
運行管理センター・レストラン８１席・宿泊室２２室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機ｺｰﾅｰ・コインランドリー（２４時間営業）
駐車場
大型ﾄﾗｯｸ（ﾄﾚｰﾗ含）・・　４０台
中型ﾄﾗｯｸ・・・・・・・・・　５台
小型ﾄﾗｯｸ・普通自動車・・２９台
アクセス
諫早駅より長崎方面へ約３ｋｍ
（３４号線貝津団地入口）

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228　FAX 0957-26-8236

教材用ＤＶＤ 貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。（貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください）

≪申込先≫（公社）長崎県トラック協会（担当　本村、佐藤）　TEL:095-838-2281　FAX:095-839-8508

ご希望の教材に○印をお願いします　　※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題　　名	時　間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転　～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転　～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること　～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ　より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務　～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して　～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して　～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル　～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道　～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	TEL:　　－　　－	※返却日 ／	
貸出期間	年　月　日 ～　年　月　日 （最大2週間）	※返却確認 本	

（※の欄は記入しないでください）

－ 帳票類注文表 －

（公社）長崎県トラック協会　宛

FAX：095-839-8508

注文日：令和　　年　　月　　日

注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格（円）（消費税10%込）	注文部数	備考
1	運転日報（基本タイプ）	1冊（100枚）	198		
2	運転日報（応用タイプ）	1冊（100枚）	374		
3	乗務日報（B5）	1冊（100枚）	352		
4	日常点検表（トラック・黄緑色）	1冊	660		
5	日常点検表（トレーラ・黄色）	1冊	781		
6	点呼記録簿（B4・中間点呼あり）	1冊（100枚）	※363		
7	点呼記録簿（A4）	1冊（100枚）	※242		
8	定期点検整備記録簿（B5・3枚複写　2年間用）	1冊	264		
9	車両管理台帳（A4・ピンク色）	1冊	286		
10	整備管理者選任届（ 通常3枚1セット ）★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊（50セット）	550		
12	運転者台帳（B5）	1冊（50枚）	660		
13	運転者台帳（B5・1枚）	1枚	14		
14	車両別輸送実績表（B4）	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書（1セット）	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部（1セット）	495		
18	チャート紙 ご希望品番に注文数をご記入ください　KM26-120-2C　M24-120K　L7-120　L7-140　その他（　　）	1個	660		

※令和5年4月1日より変更

受領方法　☐協会にて受け取り（　　月　　日　来協予定）　☐送付希望

事業者名			
担当者名（フリガナ）		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	□に✓して下さい　☐会員名簿住所へ送付　☐会員名簿以外の住所へ送付 〒　　－		
請求書送付先	〒　　－　　＊上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届　　★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
〒851-0131　　長崎市松原町2651-3
(公社)長崎県トラック協会（担当：本村）
TEL:095-838-2281　　FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	

合計金額	入金日



アルコール関連問題啓発週間

11月10日～16日

相談窓口

厚生労働省・内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・警察庁・国土交通省・こども家庭庁



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

酒酔い運転※1

行政処分

- 基礎点数…35点
- 免許取消し…欠格期間3年※2※3

罰則

運転者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

行政処分

●呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満
- 基礎点数…13点
- 免許停止…期間90日※2

●呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上
- 基礎点数…25点
- 免許取消し…欠格期間2年※2※3

罰則

運転者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。
※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。

LAW 1 安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。
自動車の使用者は、一定台数※以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※乗車定員11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は、0.5台として計算）



LAW 2 罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。



改正前
- 選任義務違反、公安委員会による解任命令違反…5万円以下の罰金
- 選任届出義務違反……2万円以下の罰金又は科料

改正後
- 選任義務違反、公安委員会による解任命令違反…50万円以下の罰金
- 選任届出義務違反……5万円以下の罰金

LAW 3 アルコールチェックの拡充

道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。
（令和4年4月1日施行）
- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。





近道より
安全選ぶ
プロ意識

（新潟）三福運輸㈱
五月女奈緒美

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和４年度事故防止対策標語優秀賞）

トラック憲章

1．わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。

1．わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。

1．わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。

1．わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。

1．わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

（公社）長崎県トラック協会

発　行　(公社)長崎県トラック協会
〒851－0131 長崎市松原町2651－３
TEL095－838－2281
FAX095－839－8508

印刷所　株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007－２
TEL0957－22－6000
FAX0957－22－6690